



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第2回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和2年3月26日

広域防災局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化について
- ・ その他

[資 料]

- 別添1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対策に係る国への要望
- 別添3 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添4 全国知事会緊急提言等
- 別添5 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和2年3月26日

広域防災局

○構成団体で実施している対応・対策

1. 全構成団体共通（3月24日時点）

- (1) 本部体制 対策本部の設置
- (2) 医療対策 疫学的調査の実施
- (3) 産業対策 事業者向け経営等相談窓口の設置
- (4) 社会対策
- ・ホームページ、メール等による注意喚起、情報発信、啓発等
 - ・医療機関、社会福祉施設、関係機関等への情報提供、注意喚起、通知、研修、会議等
 - ・公共施設やイベント開催時の消毒液の設置、マスク配布等
 - ・住民等へ発熱等の症状がある場合の外出自粛要請
- (5) その他 職員の時差出勤等

2. 個別実施等（3月24日時点）

区分		府 県									政令市 ^{*1}					
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計	
医療対策	検査体制	検査機関数(機関)	1	2	2	4	1	2	1	1	14	(1)	府市合同	(1)	(1)	
		検査可能検体数(件/日)	60	60	260	162	30	80	120	72	844	(60) ^{**2}	府市合同	(20)	(24)	
	診療体制	帰国者・接触者相談センター設置数(箇所)	8	9	18	18	6	9	3	6	77	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
		帰国者・接触者外来設置箇所数(見込含(箇所))	12	28	63	40	10	15	13	11	192	(12)	(7)	調整中	(6)	
		入院可能病院数(機関)	14	調整中	28	37	調整中	10	16	4		調整中	調整中	調整中	調整中	
		うち感染症指定医療機関(機関)	7	7	6	9	5	7	4	4	49	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)
		受入可能病床数 ^{**3} (床)	748	調整中	214	254	調整中	45	265	40		調整中	調整中	調整中	30~50で調整中	
		うち感染症病床数(床) ^{**4}	34	38	69	54	24	32	12	23	286	(10)	(33)	(7)	(10)	(60)
	その他	入院調整や情報の共有・一元管理などを行うセンター等の設置		調整中	○	○			○			調整中				
		感染症指定医療機関等に対する防護服、簡易陰圧装置等の購入費補助	○	○	○	○	○	○	○	○						
携帯型翻訳機の感染症指定医療機関等への配備(台)			104	10	13	4		6	13	150						
	医療機関向け受診・検査相談センターの設置			○				○								
産業対策	中小企業向け融資制度の創設、貸付要件緩和等	○	○	○	○	○	○	○	○		○	**5	**5	○		

区 分		府 県									政令市 ^{※1}				
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
	企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	○	○	○	○	○		○	○	△	○			○	△
社会 対策	庁舎、保健所等への専用相談窓口の設置(箇所)	8	9	3	6	6	10	3	7	52	(1)	※6(1)	(1)	(1)	(4)
	24時間対応コールセンター(箇所)	2	2	3	2		1	3	1	14	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
	一般企業・関係団体へのイベント中止等の要請		○	○	○	○		○	○	△			○	○	△
教育 対策	公立 小中高等の休校対応	始期	3/2	3/3	3/2	3/3	3/2	3/2	3/2	3/2	△	3/5	2/29	2/29	3/3
		終期	3/24	※9 春休	※10 春休	3/23	3/20	春休	※11 3/17	3/24	△	春休	3/24	3/24	春休
		幼稚園の対応(休園○)			休業要請					一部休業	△	○	○	○	○
	私立	小中高への休校(要請○)	○	○	○		○	○		○	△				
		幼稚園の対応(休園要請○)			○						△				
		保育園の対応(休園要請○)									△	○	※12		
		(公立)社会教育施設(美術館等)の対応(閉館○)	○	○	○	○	○				△	○	○	○	
	社会教育施設での府 県市主催事業自粛	始期	※13 2/28	※14	2/20	3/3			※15 2/21	2/27	△				3/3
終期		3/24		4/3	3/31			未定	3/31	△				3/31	
その他	新型コロナウイルス感染症対策本部運営訓練							○		△					
	友好都市等への感染対策資材等の提供(マスク、医療用手袋、防護服等)	○	○	○	○			○	○	△			○		
	主催イベント等の自粛	○	○	○	○	○	○	○	○	△	※16	○	○	○	
	公園等で花見(飲酒等を伴う宴会等)の自粛				○				※17	△			※18	○	

- ※1 政令市：政令市の数値は府県に含む。 ※2 京都市：京都府京都市合計の件数。
 ※3 簡易陰圧装置の設置等による専用の入院病床数(見込)を含む。 ※4 結核病床除く。
 ※5 大阪市・堺市：大阪市・堺市における中小企業向け制度融資は、大阪府制度に一元化している。
 ※6 大阪市：新型コロナウイルスにかかる一般相談について、24区の保健福祉センターでも対応している。
 ※7 鳥取県：感染の広がり、会場の状況等を踏まえて必要性の検討又は実施方法を工夫いただくよう求めている。
 ※8 鳥取県：休校対応については、準備期間を3日間(3/2~4)取ることができる。
 ※9 京都府：市町村により臨時休業期間は異なり、1町で通常授業を継続。新学期から教育活動を再開
 ※10 大阪府：部活動を含む学校における教育活動等は4/7まで行わない。
 ※11 鳥取県：県立学校について、徹底した感染防止対策を実施した上で再開する。ただし、保護者の判断で休ませる場合は欠席扱いとしない他、特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応する。
 ※12 大阪市：職員等に感染者発症が発生した場合に状況に応じて個別に依頼。
 ※13 滋賀県：3条件が重なることが回避できる等の判断ができる場合には、25日以降、順次開館、開催する。
 ※14 京都府：一律の中止等を行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。3月24日以降は、感染リスクが低いと判断される野外におけるイベントについては、感染予防対策等を十分に講じたうえで実施を検討。
 ※15 鳥取県：一律の中止等を行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。
 ※16 京都市：国の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」における「大規模イベント等の取扱い(注意点)」を踏まえ、各イベント等について、密閉空間、密集場所、近距離での会話や発声の3条件が重ならない場合には、感染防止対策等を徹底したうえでの実施を検討するよう全庁に周知徹底(既にこの方針に基づき実施済みのイベントあり)。
 ※17 鳥取県：政府専門家会議で示された基準をもとに、県民が適正に判断できるように、基準を周知。
 ※18 堺市：当面の間、公園内において花見等に伴う大人数での宴会(バーベキュー)の自粛を呼びかけ。

1. 全国の感染状況

3月24日 24:00 現在

区分	国内感染者	チャーター機帰国者	クルーズ 船乗船者	合計
感染者	1,170	14	712	1,896
死亡者	43		10	53

(国内感染者の内訳)

(各都道府県報道提供資料等による)

都道府県	感染者	死亡者	都道府県	感染者	死亡者
東京都	171	5	栃木県	6	
北海道	163	6	長野県	5	
愛知県	148	17	滋賀県*	5	
大阪府*	142	2	沖縄県	5	
兵庫県*	118	6	山梨県	4	
神奈川県	83	4	山口県	4	
埼玉県	59	1	静岡県	3	
千葉県	48		広島県	3	
新潟県	28		愛媛県	3	
京都府*	27		宮崎県	3	
大分県	23		青森県	2	
和歌山県*	17	1	秋田県	2	
群馬県	13	1	福島県	2	
高知県	12		長崎県	2	
岐阜県	11		宮城県	1	
茨城県	10		福井県	1	
三重県	9		岡山県	1	
奈良県*	9		徳島県*	1	
福岡県	9		香川県	1	
石川県	8		佐賀県	1	
熊本県	7				
関西圏域計*				319	9
合計				1,170	43

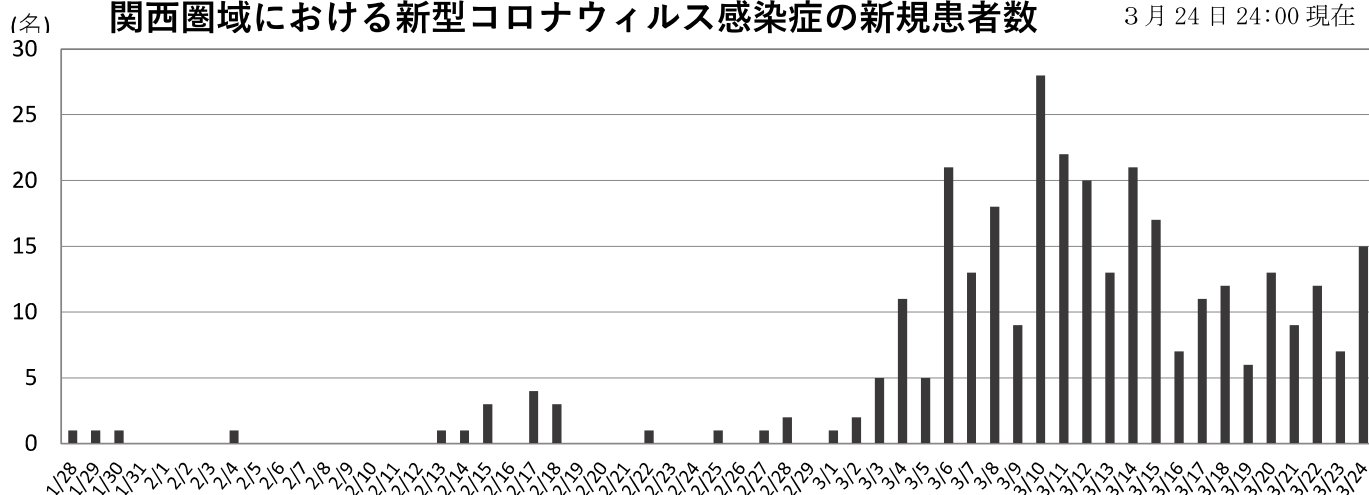
2. 関西圏における感染者の発生状況

3月24日 24:00 現在

区分	府 県									
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	
感染患者数	5	27	142	118	9	17		1	319	
現 状	入院	重症	2	5	7					14
		軽症・無症状	4	15	69	90	2	5		185
	退院	1	10	57	15	7	11		1	102
	死亡			2	6		1			9
	その他			9						9
感染経路 (推定)	ライブハウス		12	71	13	5	1			102
	医療施設				26		11			37
	幼児教育施設				8					8
	高齢者施設				53					53
	クルーズ船					2	1	1		4
	その他	4	9	9	8	2	1			33
	不明・調査中	1	6	62	10		3			82

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規患者数

3月24日 24:00 現在



3. 関西広域連合の対応

(1) 体制

新型コロナウイルス対策準備室 設置(1/28)

新型コロナウイルス対策本部 設置(3/2)

(2) 各分野局等の対応状況

- ・国内での発生状況・構成団体の対応状況等の共有（広域防災、広域産業）
- ・ホームページ等における府県民に対する感染症の徹底に係る注意喚起の実施、専用相談窓口情報等の提供（広域医療、広域産業）
- ・関西観光本部における会員向けメール及びホームページにて注意喚起（広域観光）
- ・イベント等での感染症対策の徹底（広域産業、農林水産、広域環境、資格試験・免許等・広域職員研修、本部事務局、議会事務局）
- ・小学生スポーツ交流大会（バドミントン）（2/23 和歌山市）の中止（スポーツ部）
- ・幼児期環境学習の指導者研修会（3/10 徳島市）の中止（広域環境保全局）
- ・「コロナウイルス対策（BCP）」をテーマとした企業向けWEBセミナーを開催（3/12～3/29）（広域産業）

4. これまでの経緯

- ・1月 9日(木) 中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルス検出
- ・1月 15日(水) 日本国内で初めての感染者を確認
- ・1月 30日(木) 政府、新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- ・2月 1日(土) 新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定にかかる政令が施行
- ・同日 過去2週間以内に湖北省に滞在歴のある外国人、湖北省発行の中国旅券所持者の入国拒否
- ・同日 厚労省より、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来設置にかかる通知発出
- ・2月 3日(月) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に入港
- ・2月 13日(木) 国内初の新型コロナウイルス感染者死亡（神奈川 80代女性）
- ・2月 14日(金) 政府、新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急対策第1弾決定（総額 153 億円）
- ・同日 無症状感染者の強制入院、検疫時の隔離・停留を可能とする政令施行
- ・2月 17日(月) 帰国者・接触者相談センターへ相談する目安の変更
- ・2月 25日(火) 政府、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定

- 2月26日(水) 政府、全国的なスポーツ、文化イベント等の中止・延期要請
- 2月28日(金) 政府、全国の小中学校と高校などに一斉休校を要請
- 3月6日(金) PCR検査に公的医療保険適用開始
- 3月9日(月) 中国、韓国の全域を検疫強化指定地域に指定
- 3月10日(火) 政府、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾決定(総額4,308億円)
- 同日 大規模イベント等の自粛要請を今後10日間継続の要請
- 3月11日(水) WHO「パンデミックとみなせる」と表明
- 3月14日(土) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行
- 3月21日(土) イタリア、イラン等37カ国を検疫強化対象地域に追加
- 3月24日(火) 文科省、小中高等における教育活動の再開等について通知
- 同日 東京オリンピック・パラリンピック開催の1年程度延期が決定
- 3月26日(木) アメリカ全域を検疫強化対象地域に追加

新型コロナウイルス感染症対策に係る国への要望

令和2年3月26日
広域防災局

- 1 日 時 令和2年3月19日（木）午後
- 2 要望先 内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省
- 3 要望者 兵庫県東京事務所
- 4 要望書 別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症対策に係る要望

現在、新型コロナウイルス感染症は、全世界において広がり続け、我が国においても患者の増加に歯止めが見られない。

関西圏域でも陽性確定者が感染症指定医療機関の病床数を上回っている府県も出てきており、現行の入院措置制度のもとで、入院調整に支障が生じている状況にある。

また、関西府県市では連携を強化し、クラスターを介した感染拡大の封じ込めに注力し、一定の成果を上げつつある中で、海外旅行からの帰国者の感染が急増しており、感染拡大地域からの入国制限についても実効性のある措置が求められる。

また、イベント等の自粛要請が続く中で国民の極端な萎縮は、社会経済活動に深刻な影を落としている。感染拡大防止の基本的な条件は守りながら、様々な知恵と工夫のもとで事業再開が求められている。

このような状況に鑑み、以下の項目について、緊急の対策を講じられるよう要望する。

1 感染患者に対する適切な医療実施体制の確保

(1) 無症状病原体保有者・軽症者に係る入院措置

- ① 重症患者の治療に支障が生じないように、現に入院措置を行っている無症状病原体保有者の退院基準の弾力化を図ること
- ② 今後の無症状病原体保有者及び軽症者の入院措置については、病院外での収容を可能とすること
- ③ 医療現場の実情に応じた措置を講ずること

(2) 新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の拡充

患者の増大に対応する感染症指定医療機関以外の医療機関での受入を促進するため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の対象設備について、特定の機器整備に限定せず受入体制の整備に伴う経費を広く補助対象とすること

(3) 医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設

医療専門人材については地域偏在が大きいいため、医療資源を有効かつ効率的に活用できるよう、学会等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る「医療版TEC—FORCE」（仮称）を創設すること

(4) 治療薬、医薬資器材等の供給

- ① PCR検査試薬の十分な供給、簡易検査キット並びに治療法の確立やワクチンの開発を急ぎ、供給すること
- ② 医療現場で支障が生じているマスクや消毒液に加え、著しく逼迫している簡易陰圧装置や防護服等の医薬資器材の不足に対し、速やかな調達と医療機関等への優先度に応じた供給を行うこと

2 社会福祉施設等に対する感染予防資材の供給

利用者及び施設職員が感染防御を行い安心・安全に施設利用が行えるよう、マスクのほか消毒液等の資材についても国において量や時期を明確にして、調達・供給すること

3 水際対策の強化

最近、海外旅行からの帰国者の間での感染確認が相次いでいることから、入国後の待機要請の実効性を確保するため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく関係機関が連携した健康観察体制を構築するなど、水際対策を強化すること

4 地域経済活性化への支援

(1) サプライチェーンの回復支援

中国をはじめとする各国からの資材・部品等の供給遅延による生産や工事、販売等への影響が生じているため、各企業が実施するサプライチェーン回復の取組に対する支援を充実すること

(2) 雇用対策等

非正規雇用者も対象とする等の雇用調整助成金の特例について、経営が著しく悪化している地域の企業に配慮して、都道府県による活動自粛要請の宣言とは関係なく弾力的に運用すること

また、雇用調整助成金について制度の周知徹底とともに、支給手続きの簡素化を図ること

(3) 地域経済対策の弾力的な実施

① 3月10日に第2弾経済対策が決定されたが、リーマンショック時を上回る、消費喚起や投資促進を図るための総合的かつ大胆な経済対策を早期に講じること

② セーフティーネット保証や危機関連保証、無利子・無担保で貸し付ける特別貸付制度が十分に活用され、資金が年度末までに行き渡るよう、審査要件の緩和や手続きの簡素化などを行うこと

(4) 農林水産物の価格安定制度の拡充及び販路促進対策の強化

農畜産物の価格低迷が続いていることから、畜産経営安定交付金の補填財源の国庫による全額負担や補填金の早期交付など農林水産物の価格安定制度を拡充するとともに、販売促進対策を強化すること

(5) イベント自粛の緩和

密閉、密集、近距離といった感染拡大の条件に該当しないイベントについては、経済の活性化の観点からも、地域の知恵と工夫のもとで実施できるよう、政府として再開に向けたメッセージを発出すること

5 国民生活の安定の確保

消費者に適切な行動の呼びかけを行うとともに、生活関連物資が入手困難となる場合は、国による一括買い取りなど、柔軟な対応を行うこと

令和2年3月19日

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三(兵庫県知事)

副広域連合長 仁坂吉伸(和歌山県知事)

委員 三日月大造(滋賀県知事)

委	員	西	脇	隆	俊	(京都府知事)
委	員	吉	村	洋	文	(大阪府知事)
委	員	荒	井	正	吾	(奈良県知事)
委	員	平	井	伸	治	(鳥取県知事)
委	員	飯	泉	嘉	門	(徳島県知事)
委	員	門	川	大	作	(京都市長)
委	員	松	井	一	郎	(大阪市長)
委	員	永	藤	英	機	(堺市長)
委	員	久	元	喜	造	(神戸市長)

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年3月26日
関西広域連合広域医療局

1. 検査体制・検査能力

(3月24日現在)

府県市名	検査機関名	検査可能検体数/日	
			今後の増加予定
滋賀県	滋賀県衛生科学センター	60	
京都府 京都市	京都府保健環境研究所 京都市衛生環境研究所	60	80検体 (3月27日前後から)
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所 森ノ宮センター・天王寺センター	240	
兵庫県	県立健康科学研究所 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所	138	
和歌山県	環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所	80	
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所	120	
徳島県	徳島県保健製薬環境センター	72	
堺市	堺市衛生研究所	20	4月1日から40検体
神戸市	神戸市環境保健研究所	24	
計		814	

2. 帰国者・接触者外来設置箇所数

(3月24日現在)

府県市名	帰国者・接触者外来箇所数
滋賀県	12
京都府	28
大阪府	63
兵庫県	33
和歌山県	15
鳥取県	13
徳島県	11
計	175

3. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置

(3月24日現在)

府県市名	設置状況
滋賀県	未設置
京都府	3月9日設置、3月9日第1回協議会を開催
大阪府	未設置
兵庫県	3月24日設置、同日第1回協議会を開催
和歌山県	2月5日設置、2月5日和歌山県危機管理専門家会議(第1回)を開催、 3月12日同会議(第2回)を開催
鳥取県	2/22設置 2/22第1回プロジェクト会議開催、2/29第2回目、3/13第3回目、 3/23医療調整協議会を開催
徳島県	3月6日設置、3月13日第1回協議会を開催、3月26日第2回協議会を開催

※R2.3.1厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」に基づく協議会

4. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(3月24日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	8	・ 県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ・ その他6保健所（平日8時30分～17時15分）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・ 10保健所、中核市6保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・ 12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・ 県庁専用ダイヤル（休日及び夜間17時30分～翌9時）
和歌山県	9	・ 8保健所（支所含む）、和歌山市保健所 （平日9:00～17:45）※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・ 2保健所、鳥取市1保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・ 6保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・ 1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・ 1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 1保健所（土日祝日を含む24時間対応）

5. 一般相談窓口の設置状況

(3月24日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	8	・ 県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・ 大津市保健所（平日8時40分～17時25分） ・ その他6保健所（平日8時30分～17時15分）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・ 府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応） ・ 中核市4保健所
和歌山県	10	・ 県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 8保健所（支所含む）、和歌山市保健所（9:00～17:45）
鳥取県	4	・ 県庁（平日8時30分～17時15分） ・ 3保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 専用ダイヤル2回線（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・ 大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・ 24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）

全国知事会緊急提言等

① 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言	1
(R2.2.5)	
② 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受けて	3
(R2.2.14)	
③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言	5
(R2.2.21)	
④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明	9
(R2.2.25)	
※ 新型コロナウイルス緊急対策本部の設置	11
【設置日】R2.2.25 (構成員変更 R2.3.5)	
⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供体制等に関する意見	13
(R2.2.26)	
⑥ 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における一斉臨時休業」の要請を受けて	15
(R2.2.28)	
⑦ 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における一斉臨時休業」等について	17
(地方3団体共同コメント)(R2.2.28)	
⑧ 新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する 地域経済対策の実施に向けた緊急提言	19
(R2.3.5)	
⑨ 新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言	23
(R2.3.5)	
⑩ 新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する 教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言	25
(R2.3.5)	
⑪ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言	29
(R2.3.6)	
⑫ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて	31
(R2.3.10)	
⑬ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて	33
(地方3団体共同コメント)(R2.3.11)	
⑭ 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言	35
(R2.3.18)	
⑮ 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言	37
(R2.3.18)	

⑩	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する 緊急要望	39
	(R2.3.18)	
⑪	新型コロナウイルス感染症対策本部の開催を受けて	41
	(R2.3.20)	
⑫	今後の新型コロナウイルス感染症対策について	43
	(地方3団体共同コメント)(R2.3.23)	
⑬	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について	45
	(R2.3.24)	
⑭	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期について	49
	(R2.3.24)	
⑮	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について	51
	(地方3団体共同コメント)(R2.3.25)	
⑯	教育活動再開等に関する意見	55
	(R2.3.25)	
⑰	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言	57
	(R2.3.25)	

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

新型コロナウイルスについては、1月9日に中華人民共和国湖北省武漢市で検出、初の感染症による死者が確認されて以降、中華人民共和国を中心に感染が拡大しており、世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言を受け、国際社会を挙げて対策が講じられているが、感染拡大は依然として留まるところを知らず、予断を許さない状況である。

日本国内で1月16日に初めての感染者が確認されて以降、国においては、水際対策や感染拡大の防止に取り組みされており、1月30日には対策を総合的かつ強力に推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置され、2月1日には新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定が施行されたところである。

都道府県においても、対策本部等を設置し、住民への情報提供など様々な対策を講じており、全国知事会としても、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、各都道府県の対応状況や今後の対策に関するニーズ等の把握及びそれらを踏まえた必要な対策のとりまとめなどに取り組んでいる。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、武漢市への滞在歴のない日本人の感染、ヒトからヒトへの感染、無症状病原体保有者の存在が確認されるとともに、潜伏期間が最大10日程度と考えられていることなどから、国民の不安は拡大している。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、今後とも情勢の変化を踏まえながら、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、下記のとおり総合的かつ強力な対策を講じるよう強く求める。

記

1 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

2 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策に関する情報について、きめ細かにかつ分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。

3 感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR用検査試薬の十分な提供などの地域における検査体制を整備すること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器、外国語対応などの医療体制の整備に係る支援を拡充すること。

さらに、診察や治療に当たる医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できる体制を構築すること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや、軽症者への対応などの医療機関における患者受入などに係るマニュアルを早急に提示すること。

4 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の蔓延防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。

併せて、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示すること。

また、デマや流言等による感染者への偏見、差別的な扱いについても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

5 感染拡大の防止に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携してワクチンの早期開発に取り組むこと。

併せて、必要な医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具など）の全国的な生産・供給調整について、国の責任において、在庫量の不足や偏りを早期に是正すること。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、セーフティネット保証の幅広い指定を速やかに行うなど必要な対策を講じること。

また、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など誘客のための取組に対する支援を行うこと。

7 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、予備費の活用なども含めて、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月5日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

全国知事会	会長	飯泉	嘉門
全国知事会	総務常任委員会委員長	西脇	隆俊
全国知事会	社会保障常任委員会委員長	平井	伸治
全国知事会	危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩	祐治

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受けて

全国知事会では、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を踏まえ、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、単一の都道府県での対応にとらわれず、すべての都道府県が連携して拡大防止に全力を挙げることをしている。

また、各都道府県の対応状況や今後の対策に関するニーズをとりまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」として、2月5日には政府与党及び総理官邸に対し、7日には関係府省に対して要請活動を行った。

政府は、昨日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、本日、予備費の使用について閣議決定をしたところであり、

- ・ 厳格な上陸審査の実施や検査体制の強化
- ・ 関係機関等への的確な情報提供や相談体制の充実
- ・ ワクチンの早期開発、マスク等医療物資の確保
- ・ 観光業等の中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援
- ・ 予備費を活用した機動的な財政出動

など、多くの項目について全国知事会の提言を踏まえており評価したい。

国におかれては、同対応策に基づいた対策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症に関するあらゆる課題の解決に全力を挙げて取り組まれるとともに、国民の不安解消に向け、今般の対応策には反映されなかった

- ・ 医療機関における患者受入等に係るマニュアルの提示
- ・ 感染者等の情報公開に係る統一的な対応方針
- ・ 感染が一定終息した段階での誘客のための取組支援

などの対策を早急に提示するよう、強く求めたい。

昨日、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、国内での医師の感染や、中国への渡航歴がなく、感染経路が明らかでない感染者が確認されるなど、感染拡大の様相は変わりつつある。

特に、クルーズ船内での集団感染や国内での感染拡大については、関係自治体のみでの対応には限界があることから、検査体制の拡充などによる感染拡大の抑制に向けて、現行の枠組みにとらわれずあらゆる手段を講じ、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応することを要望する。

全国知事会としても、引き続き、国と責任を共有するカウンターパートとして、アンテナ高く、刻々と変化する事態を踏まえ、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期し、必要な対策にしっかりと取り組んでまいりたい。

令和2年2月14日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言

全国知事会では、国内で初めての感染者が確認され、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催と軌を一にし、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置するとともに、2月5日及び7日に政府与党及び総理官邸に対し要請活動を行った。

政府においては、2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、2月14日には予備費の使用について閣議決定をされたところであるが、2月13日以降、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、医療従事者や入院患者の感染や感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相は変わってきていることから、国民の不安はますます増大している。

感染者数が増加の一途を辿っている状況を踏まえ、国においては、地方自治体との十分な連携により、検査体制の大幅な強化、治療、相談体制の拡充など感染拡大の抑制に全力を挙げるよう下記のとおり強く求める。

記

1 早期発見のための、検査体制の強化

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR検査機器の配備及び検査試薬の十分な提供、都道府県における大学や国が指定する民間検査機関への外部委託の活用など、地域における検査体制を強化すること。

2 感染拡大に対応するための、医療体制の強化

「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の運営経費に対する支援を速やかに行うとともに、国立病院機構など、国が関与する医療機関においては、外来患者に加え、積極的に入院患者を受け入れるように働きかけること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保、外国語対応などの医療体制の整備に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更等に対する支援を速やかに行うこと。特に、搬送等に必要な人員・車両・資器材の調達に関する支援の充実を図ること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや無症状者及び軽症者・重症者の入院の要否判断をはじめとした医療機関における患者受入などに係るマニュアルを専門家会議の意見も踏まえ、早急に提示し、適正な運用を図ること。

国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場に還元すること。

3 早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイルス薬、ワクチンの早期開発及び供給体制の確立に速やかに取り組むこと。

併せて、(国研) 国立国際医療研究センターが実施する既存の抗H I V薬等の治験について、全国の希望する医療機関も参加できるようにすること。

また、必要な医療物資が不足していることから、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加等も踏まえ、国の責任において、安定的な流通に努めるとともに、医療機関に優先的に配分すること。

なお、今後の患者数の状況によっては、一般の医療機関での対応も想定されることから、医療物資の配分について実効性のある計画を策定するとともに、体制の整備に要する経費に対する支援を行うこと。

4 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民及び在住外国人、並びに外国人観光客の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識の普及啓発や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策及び感染者が発生した場合の感染拡大防止対策に関する情報について、外国語対応を含め、分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。生活者としての外国人技能実習生等及び実習実施者等に対しても、正確な情報提供や相談体制の充実を図ること。なお、感染症による影響が長期化する場合、技能実習生等や受入れ企業等、双方への影響が懸念されることから、必要な対応を検討すること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。特に、政府チャーター機や大型クルーズ船の乗客等の情報が一切なく、帰宅後のフォローも場合によっては検討する必要があることから、必要な情報を帰宅先の地方自治体と共有すること。

「帰国者・接触者相談センター」における業務内容の大幅な見直し等については、現場の混乱を招くことのないよう、必要な情報を迅速に提供すること。

また、国民に対し、病欠は感染拡大の防止につながる大切な行動であり、発熱など風邪の症状が見られた時は、学校や会社を休み、外出を控えるよう、国として十分に働きかけること。

5 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の拡大防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。併せて、「国内感染期」を見据えた、感染の流行状況などの情報の提供のあり方についても検討すること。

また、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示するとともに、感染者や濃厚接触者等が確認された場合の教育機関、社会福祉施設、宿泊施設等における具体的な対応方針を示すこと。

さらに、デマや流言等による感染者、経過観察中の帰国者やその家族等への偏見・差別的な扱いや感染者等が滞在した施設や地方自治体への風評についても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

6 非常事態における国の対応の強化

大型クルーズ船における集団感染など、通常の感染症対策の枠を超えた非常事態が発生した場合には、地元自治体の負担軽減や関係自治体の混乱を招くことのないよう、患者の受入れの調整、搬送等について、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応すること。

併せて、国の施設等において必要な病床を確保するなど、受入医療機関を確保するための体制を充実すること。特に、重症化した患者に対しては、感染症指定医療機関において、適切な治療を受けられる体制を整備すること。

また、感染者の搬送や、医療機関との調整に要する費用など、地元自治体等の支出に対し、必要な財政措置を講じること。

7 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響、大規模イベントの延期などの自粛ムードの拡大による経済活動への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、政府の緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策や雇用対策について、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用に努めること。

併せて、事態や地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備などの取組に対する支援を行うこと。

9 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明

国、都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

この国難とも言える状況を乗り切るためには、国と地方が十分に連携して効果的な施策を講じることが必要である。

国におかれては本日公表した基本方針に基づき徹底した対策を地方との協力の上実行するよう求める。

我々は、国の施策に協力し、相談・検査体制の強化などのイニシアチブを発揮しつつ、感染拡大の抑制に全力を挙げる決意だ。

記

1 感染拡大の抑制のための国・地方の協力

感染拡大の局面に入ったと思われることから、知事会として、国と連携しながら新型コロナウイルス対策に全力を挙げて取り組む所存である。

また、国におかれては感染者や経路にかかる情報をすべて都道府県に提供の上、情報公開の統一基準を提示していただきたい。都道府県・知事会も国の施策に最大限協力しつつ、地方として独自に取り得る抑制策を積極的に実施する。

2 全国知事会の緊急対策本部の設置

現在、全国知事会に緊急対策会議を設置しているところであるが、これを緊急対策本部に格上げする。国との協力体制を構築するとともに、各地域の状況を把握・分析し必要な施策を行うなど、都道府県間の物資・人員等の相互支援を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の実効性ある対策を全面的に展開していく。

3 患者クラスター(集団)の封じ込め

感染の流行を早期に封じ込めるためには、単一の都道府県での対応にとらわれることなく、広域的な観点から拡大抑制にあたるべきである。特に感染者の増加が見られる自治体・地域においては、クラスター(集団)拡大防止対策を展開する。政府は、地域と緊密に連携し機動的に地方自治体を支援するよう求める。

4 検査体制・医療体制の強化

国においては、簡易検査キットの早期開発、供給体制の確立、リアルタイムPCR検査機器の配備、検査試薬の提供など、地域における検査体制強化を支援していただきたい。

感染症指定医療機関などにおける重症者の受け入れ体制を強化するために、医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保など、医療従事者が安心して従事できるよう、支援を速やかに行っていただきたい。

また、国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場にリアルタイムで提供するとともにできるだけ早く治療薬を開発・配備するよう求める。

5 地域住民による感染防止対策に資する物品類の市場供給

都道府県等の地方においては、地域住民による自主的な感染防止策として、マスク、手指消毒薬等の活用を呼びかけているところであるが、市場供給が十分とは言いがたい状況にあり、住民の手に届いていない。国においては、生産体制強化の働きかけ等を行いいち早く供給の正常化を図られたい。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業、中国との関連がある企業への影響、大規模イベントの自粛ムードの拡大などによる地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や小規模事業者への支援策や雇用対策の実施、周知、弾力的な運用を図られたい。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援について国において必要な対応を行うよう求める。

令和2年2月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議
会長 飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長 西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長 平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長 黒岩 祐治

新型コロナウイルス緊急対策本部の設置について

全国知事会

全国知事会は、今般の新型コロナウイルスの流行に対応するため、令和2年1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、2月5日及び7日に政府与党及び総理官邸に対し緊急要請を行い、さらに21日には国内での感染者の増加等の状況を踏まえた第2弾の要請を政府与党、厚生労働大臣、総務大臣等に対して行っていました。

その後も、国内感染者の死亡や医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきています。

そうした中、国は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を示されました。

全国知事会は、こうした状況を踏まえ、「緊急対策会議」から、全都道府県参加のもと、国及び市町村とも連携した「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置します。

今後、国、都道府県、市町村、医療機関等の相互連携・協力を一層図り、国と地方が一致してさらなる感染拡大防止に向けた対策を展開してまいります。

【名 称】 新型コロナウイルス緊急対策本部

【設置日】 令和2年2月25日（構成員変更 令和2年3月5日）

【構成員】

- (本 部 長) 飯泉徳島県知事（全国知事会会長）
 (副本部長・本部長代行) 平井鳥取県知事（全国知事会社会保障常任委員会委員長）
 (副本部長) 西脇京都府知事（全国知事会総務常任委員会委員長）
 () 黒岩神奈川県知事（全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長）
 (本 部 員) 本部長、副本部長を除く43都道府県知事
 総務省 大臣官房 藤野企画課長
 自治行政局 足達地域政策課長
 自治財政局 新田調整課長
 厚生労働省 医政局 迫井審議官
 鈴木地域医療計画課長
 健康局 吉永審議官
 日下結核感染症課長
- (幹 事 長) 全国知事会 事務総長
 (幹 事) 全国知事会 事務局次長
 全国市長会 事務局次長
 全国町村会 事務局次長
 指定都市市長会 事務局長
 中核市市長会 事務局長
- (事 務 局) 全国知事会

新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供体制等に関する意見

1 全国知事会では、各都道府県の物資、人員等の相互支援を実施し新型コロナウイルス感染症拡大防止の実効性ある対策を全国的に展開するため、昨日全都道府県知事を本部員とする「緊急対策本部」を発足させることとした。

実効ある対策を国・地方連携して展開させるため、国においても同本部に参画され、国・地方一体となった体制構築に協力をお願いしたい。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において「地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし」とされているが、現場では事態が刻々と変化するものであり、地方自治体のイニシアティブで国と地方のパートナーシップによる対策を機動的に進めることが妨げられないよう、基本方針の取り扱いについて十分に留意されたい。

3 地域住民や医療機関における感染制御に必要な物品等不足に対する支援体制について、生産体制強化の働きかけや政府等における自衛隊等の備蓄品による支援を行うなど、早急に正常化を図られたい。

4 現在、感染症における広域的な支援の仕組みについては未整備であるため、円滑な各関係機関等の垣根を超えた取組みを支援するため、「医療版 TEC-FORCE」を設置し、円滑に活動するための法的整備を含む必要な対応をお願いしたい。

また、患者クラスター(集団)拡大防止対策のため、全国知事会とのパートナーシップの上に、広域的支援調整を行うとともに、専門家派遣など国による患者クラスター地域(都道府県)に対する技術的支援・人的支援を早急に実行するほか、DMAT 等各地からの派遣状況についても地元都道府県へ情報提供するよう、強く求める。

令和2年2月26日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業」の要請を受けて

昨日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における全国一斉臨時休業を要請する方針が、内閣総理大臣より示され、本日、文部科学事務次官より通知が出された。

もとより、児童生徒の健康・安全の確保に全力を挙げることは、我々も国と同じ立場であり、国と一致協力して対応に全力で取り組む決意である。

一方で、突然の方針発表により、教育現場や子供をもつ家庭においては混乱や様々な課題が生じることが懸念される。

新型コロナウイルス感染症については、各地域において状況が大きく異なることから、地域に応じた弾力的な対応が是非とも必要である。

さらに、臨時休業により保護者や関連する事業者などに様々な負担が生じる恐れがあることから、政府としての万全の対応を強く求める。

令和2年2月28日

全国知事会会長

飯泉 嘉門

全国知事会文教環境常任委員会委員長 阿部 守一

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業」等について

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が、内閣総理大臣より示され、本日、文部科学事務次官より通知が出された。

今回の突然の方針発表により、地方の教育現場や子供を持つ家庭をはじめ、医療、介護等の現場においても様々な不安や課題が生じている。新型コロナウイルス感染症については、各地域において状況が異なることから、地域に応じた弾力的な対応が是非とも必要である。

もとより、児童生徒の健康・安全の確保に全力を挙げることは、我々も国と同じ立場であり、国と一致協力して対応に全力で取り組む決意である。

今回の政府の要請に基づき行われる臨時休業によって生じる保護者や関連する事業者及び地方公共団体の様々な負担については、政府が責任を持って万全の対応をすることを強く求める。

さらに、新型コロナウイルス感染症により国民生活及び地域経済に甚大な影響が生じていることに鑑み、政府としてその実態を速やかに調査し、実効ある対策を講じることを併せて強く求める。

令和2年2月28日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する 地域経済対策の実施に向けた緊急提言

国及び都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

このような中、安倍総理大臣が、これまでの対策に加え、学校の一斉臨時休業、スポーツや文化をはじめとしたイベント等の中止・延期など、更に一步踏み込んだ対策を表明されたことは、感染症の国民的な蔓延を断固として防ごうとする、先手の対応として理解できるものであり、地方としても国と連携・協力して取組む決意である。

一方、これらの対策により、休業・休職を余儀なくされる保護者の収入減、従業員等の休業等に伴う工場の操業停止、給食提供業者やイベント関連企業等の売り上げ減少など、特定の市民や事業者等に大きな負担やしわ寄せも生じている。

また、感染症の拡大により、観光関連産業ではキャンセルが相次ぐとともに、交通機関の利用者が大きく減少している。さらに、部品の納品等の遅れにより、生産や工事が遅れるなど、中小企業・小規模企業者、農林漁業者をはじめとして地域経済への影響も深刻化している。

については、特に、大きな影響を受ける、特定の子育て世帯や中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの補償や支援を重点的に行うとともに、地域経済への影響を最小限に抑えるため、次の項目を踏まえた、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 学校の一斉臨時休業に伴う影響への対策について

子供を持つ保護者の休職に伴い生じる所得の減少について、速やかに助成制度を創設すると表明されたことは、大変高く評価する。なお、制度の創設やその運用にあたっては、地域や子供・家庭の実情に応じた、実効性ある制度とするともに、自営業・フリーランスの収入減に対しても対応すること。

一方で、学校の一斉臨時休業等を受け、関係事業者、とりわけ中小企業・小規模企業者、農林漁業者については、パート従業員など人材の確保が一層困難となり、長期に休業を余儀なくされる事態や、学校給食の納品休止により減収が生じる事態も発生していることから、資金繰りを支援するなど事業所に対する手厚い措置を実施すること。

さらに、一斉臨時休業により、今後どのような影響が生じるのか十分に把握しきれていないことから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

2. イベントの中止・延期等に伴う影響への対策について

文化・スポーツなどのイベントの中止・延期やスポーツジムなど人が多く集まる場所への出入り自粛要請に伴い、主催企業や関係事業者等への影響も生じており、特に、自営業やフリーランス、中小企業・小規模企業者、農林漁業者などの損失、収入減は死活問題であり、速やかに融資制度の弾力的な運用などの支援を実施すること。

また、全国に及ぶイベント等の自粛要請の長期化は、社会全体に深刻な影響が出るとみられることから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

3. 地域経済への影響を踏まえた対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連産業や飲食業・サービス業等では観光客の減やキャンセルが相次ぐことによる大幅な減収、あるいは倒産する企業が発生している。また、交通関連事業では利用者が大幅に減少しているほか、製造業や建設業では部品や建築資材の調達が困難となり、生産活動や工事進捗などに影響が生じている。こうした地域経済への影響を最小限に留めるため、復興交付金に類する自由度が高く地方負担を軽減する柔軟な交付金制度の創設、中小企業・小規模企業者、農林漁業者への支援策や雇用対策の実施、また弾力的な運用に努めること。また、感染が一定程度終息した段階において、広範かつ大胆な観光振興対策を含む大規模な経済対策を実施すること。

加えて、学校の一斉臨時休業やイベントの自粛要請等による影響を踏まえて、リーマン・ショック並みの深刻な状況に陥っていることから、大幅な減収を強いられる事業者に対する緊急助成金の給付を検討するとともに、収入の減少が見込まれる労働者の生活費等を支援するため、例えば、労働金庫等を介した無利子の融資制度を創設すること。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風災害などから復興途上にある地域においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響が最小限に留まるよう、特段の配慮を行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援についても更なる対応を実施すること。

4. 大胆な新型コロナウイルス感染症対策の実施について

現在、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に「新型コロナウイルス感染症」を追加する方向で検討を進めているが、措置の内容と期間及びそれに伴う負担を十分比較考量し、日本経済及び国民生活に及ぼす負担の総量を最小限に抑える観点から、場合によっては全国一律に大胆な措置をとることを含め、必要な対策を検討していただきたい。

令和2年3月5日

全国知事会会長

飯 泉 嘉 門

全国知事会農林商工常任委員会委員長

湯 崎 英 彦

新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言

世界で猛威をふるう新型コロナウイルスを封じ込めるため、全国知事会としても緊急対策本部を立ち上げ、国や関係団体と連携しつつ、感染拡大防止のため刻々と推移する状況に即応しながらあらゆる対策を実施しているところであるが、各地でクラスターが発生するなど感染拡大は依然として続き、全国一斉休校措置の社会的影響緩和も急務である。更なる感染拡大防止や国民の安全・安心を図るため、医療体制等について、政府に対し次のとおり緊急に要請する。

1 「医療版TEC-Force」の創設と派遣

各地でクラスターが発生し、これが感染拡大の大きな要因となっている。国においても国立感染症研究所等の研究者を班員としたクラスター対策班を設置し各地域の疫学調査等の技術的支援を行うこととしているとともに、各地域においても対策に努力しているが、人員・資機材等に限界があるところである。クラスター対策をさらに実効性あるものとするため、国において、感染症対策のための専門組織として「医療版TEC-Force」を早急に立ち上げ、地方自治体等と緊密に連携し、感染拡大がとまらない地域に幅広い職種と人員を派遣し現場を強力に支援すること。また今後の様々な感染症発生に備え「医療版TEC-Force」を常設組織とするよう検討すること。

2 必要な医療資機材をはじめとする物資の確保

N95マスクの調達に苦慮した神奈川県に対し全国知事会として12000枚の支援を行ったところであるが、引き続き医療資機材をはじめとする各種物資のひっ迫が予想されるところであり次の点について必要な対策を講じられたい。

(1) 国によるマスクをはじめとする物品の供給

感染拡大防止、感染者の治療を行うために、とりわけ医療現場や新型コロナ対策等にあたる職員の防護体制を保障することが第一であり、国民生活安定緊急措置法に基づく措置も含め、サージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療用資機材について、国が責任をもって不足分を調達し現場まで供給すること。また、学校の臨時休業に対応する放課後児童クラブ、保育園、幼稚園等の子育て支援施設や児童福祉施設、重症化が懸念される利用者が多い高齢者施設、障がい者施設などの社会福祉施設に対して、マスクや消毒液等の感染予防対策必要物資を、国が地方自治体と協力し責任をもって調達、供給すること。

(2) 民生用物資の安定供給

感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液等が市中からなくなり住民の間に不安が高まっているため、安定供給体制、物資の高額転売防止を含む適切な流通体制を早期に確立すること。また、トイレトペーパーなどの生活用品が不確実な情報により安定供給に支障をきたしている状況にあるので、適切な情報提供を実施し住民の不安を払拭すること。

3 検査体制・治療体制の確立

感染拡大防止の実効性を図るため、医療現場で迅速に検査を行う体制の確立が急務である。神奈川県と理化学研究所により開発されつつある S m a r t A m p 法も含め、簡易検査キットなど迅速診断方法について早急に確立するとともに、医療現場に普及を図ることが必要である。また、治療薬の早期開発を行うとともに、感染が判明した患者に対する治療法の確立と医療機関での共有を行うべきである。

更に、国が表明された P C R 検査への医療保険適用について、実施できる医療機関が限定されるとのことであるが、今求められているのは必要のある住民が円滑に検査を受けられる体制の早期確立であり、医療現場の安全確保を十分に図った上で幅広く医療機関の医師の判断で検査し、その結果について保健所に報告する仕組みを設けるなど、保険適用のメリットを活かして検査体制が飛躍的に充実する体制を構築されたい。

また、医療体制の構築のため、簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しを認めるなど、柔軟な運用を求める。

令和2年3月5日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する 教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言

この度、政府の要請を請け、各自治体において、学校の臨時休業等の措置を行っているところである。今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であるという共通認識のもと、子どもたちの命と健康を守るため、国と地方が一致協力して、感染拡大の防止に全力で取り組んでいる。

一方で、突然の臨時休業により、様々な混乱や課題が生じていることから、今後、新型コロナウイルス感染症に係る対策を進めるにあたっては、各自治体への十分な協議と、教育現場や子どもを持つ家庭などに対する丁寧な説明を行うこと。また、それに伴って生じる課題については国として万全の対応を行うとともに、以下のとおり対策を講じるよう提言する。

1 地方への配慮について

- (1) 今後、学校現場等において同様の混乱が生じないように、感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等を提示すること。
- (2) 国として一定程度統一的な対応方針を示す必要性は認めるものの各自治体への要請にあたっては、各地域における感染状況や地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に応じた弾力的な対応ができるよう配慮すること。

2 子どもたちへの支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生や年度末の臨時休業など、これまで経験したことのない事態が生じているため、子どもたちの心のケアや家庭を支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置等に必要な財政措置を行うこと。

- (2) 臨時休業期間中の子ども一人一人に応じた家庭学習を支援するため、国においてeラーニング用教材を充実するとともに、無償の学習教材の提供を関係団体等に要請すること。

3 放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス等への措置について

- (1) 放課後児童クラブでは、通常、傷害保険料は保護者負担であるが、今回、新たにクラブを利用する保護者にとっては、当該費用は臨時休業がなければ負担する必要がなかったものである。傷害保険料を含め、保護者には一切の負担が生じないよう国として措置すること。
- (2) 放課後児童クラブ運営費は、クラブごとに開設時間や職員の報酬などにより様々であり、国が示す一律の単価では地方負担が生じる可能性があるため、臨時休業により増加した運営費について、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (3) 放課後子供教室については、市町村が行う新たな教室の開設や開設時間の延長に対し、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (4) 放課後等デイサービスについては、障がい児の居場所を確保するため、事業所が長時間対応するよう国から要請されているところであるが、保護者や各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。

4 衛生環境への配慮等について

- (1) 学校などの教育機関（学校給食施設を含む）、社会教育施設、放課後児童クラブ、保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒薬などを国の責任において必要数を確保し、安定的かつ優先的に提供すること。
- (2) 多くの子どもたちが参加する全国的なスポーツ大会等について関係者や参加選手などの混乱を避けるため、国において、関係団体等に、早期に対応方針を示すよう要請すること。

5 保護者・関係事業者等の負担の軽減について

- (1) 学校給食の休止に伴う自治体や学校給食関連事業者等、学校の臨時休業により影響を受けるスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補償を行うこと。
- (2) 海外研修や学校行事の中止や延期に伴う保護者等のキャンセル料に対して、国において補填措置を講じること。

令和2年3月5日

全国知事会会長

全国知事会社会保障常任委員会委員長

全国知事会文教環境常任委員会委員長

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトリーダー

飯泉 嘉門

平井 伸治

阿部 守一

三日月大造

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言

国及び地方自治体においては、十分な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けて各種対策を講じていますが、一部の地域において、小規模患者クラスター（集団）が発生するなど、国民の不安はより一層増大しています。

現在、政府においては、国民生活や経済・社会に重大な影響を与えるリスクに対し、総合的な対策を講じることができるよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に向けた手続きを進められています。

同法の改正に伴い、今回の新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言が発動された場合、学校や興行場の使用の制限、催物の開催の停止のほか、臨時の医療施設の開設のために所有者等の同意なく土地、家屋又は物資の使用が可能となるなど、国民生活や事業者活動への影響は非常に大きいものがあります。

つきましては、以下の点について、政府において適切に対応されるよう申し入れます。

記

- 1 法律の必要性やその内容について、国民に対し丁寧に説明すること。
- 2 感染拡大がどのような状況となった場合に、国において緊急事態宣言が発動されるのか、その判断基準及び区域設定の考え方について、あらかじめ明確に示すこと。
- 3 法の適用に伴い実施される「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、既実施の対応も含め各種施策の再構築を早急に行うこと。
- 4 国民生活への影響が非常に大きい私権の制限という、非常に重い責任を負う都道府県知事が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として配慮すること。

令和2年3月6日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国知事会総務常任委員会委員長 西脇 隆俊

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて

国においては、本日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」について、決定されたところであり、

- ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- ・学校等における臨時休業に伴う影響への積極的な対応
- ・中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応

など、全国知事会からの提言が数多く盛り込まれており、評価したい。

今後、国におかれては、国民の不安解消に向け、同緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスとの闘いに全力を挙げて取り組まれるとともに、

- ・国における感染症対策の専門組織として「医療版 TEC-Force」の創設
 - ・「簡易検査キット」はじめ迅速な検査方法の確立及びPCR検査試薬必要量の確実な供給
 - ・治療薬やワクチンなど、治療法の早期開発
 - ・マスクや消毒液、防護具など不足する衛生用品や医療資機材について速やかな調達と医療機関や介護施設等への優先度に応じた供給
 - ・リーマン・ショックを超える地域経済の深刻な事態を踏まえ、特に厳しい業種への一歩踏み込んだ対応として「一時支給金」の創設
 - ・畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度の機動的な発動
- など、更なる対策の強化を求めたい。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正については、

- ・法律の必要性や内容について、国民に対しての丁寧な説明
- ・「緊急事態宣言」発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
- ・発動に伴い、国民生活や事業者活動への影響が非常に大きい「私権の制限」という重い責任を負う知事が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として特段の配慮

などをお願いしたい。

全国知事会としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月10日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて

昨日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾を決定した。

本決定には、

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
 - (2) 放課後児童クラブ等の体制強化、学校給食休止への対応など、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
 - (3) 中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応 など
- 我々地方三団体からの提言が数多く盛り込まれており、評価したい。

国におかれては、同緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方自治体の財政運営に支障が生じることはないよう、適切な財政措置を講じていただきたい。

また、都道府県及び市町村への迅速かつ適切な情報提供について、万全の対応を講じられたい。

今後、国におかれては、国民の不安解消に向け、同緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症という、かつて経験したことのないウイルスとの闘いに全力を挙げて取り組まれるとともに、

- (1) 国における感染症対策の専門組織として「医療版 TEC-Force」の創設
 - (2) 「簡易検査キット」はじめ迅速な検査方法の確立及びPCR 検査試薬必要量の確実な供給
 - (3) 治療薬やワクチンなど、治療法の早期開発
 - (4) マスクや消毒液、防護具など不足する衛生用品や医療資機材について速やかに生産・調達ができる体制づくりと医療機関や介護施設等への優先度に応じた供給
 - (5) リーマン・ショックを超える地域経済の深刻な事態を踏まえ、特に厳しい業種への一歩踏み込んだ対応として「一時支給金」の創設
 - (6) 畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度の機動的な発動 など
- 更なる対策の強化を求めたい。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正については、

- (1) 法律の必要性や内容について、国民に対しての丁寧な説明
 - (2) 「緊急事態宣言」発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
 - (3) 発動に伴い、国民生活や事業者活動への影響が非常に大きい「私権の制限」という重い責任を負う地方自治体が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として特段の配慮
- などをお願いしたい。

地方三団体としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月11日

全国知事会会長	徳島県知事	飯泉 嘉門
全国市長会会長	相馬市長	立谷 秀清
全国町村会会長	嘉島町長	荒木 泰臣

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言

令和2年3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同年3月14日から施行された。

今回の新型コロナウイルス感染症について一定の場合に法的な後ろ盾をもって対策を行うことが可能となったところであるが、対策発動の時期など運用面での課題があるところである。

については、法律の効果を実効あらしめるため、以下の点について政府において適切に対応されるよう緊急提言する。

記

- 1 感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的に対策ができるように、基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

- 2 緊急事態宣言の発動に当たっては、国民生活や事業者活動への影響も非常に大きく、都道府県知事も重い責任を負うこととなることから、あらかじめ該当となる都道府県知事の意見を聴くなど、十分な連携を図ること。また、物資、土地等に制限を加える権限行使についてガイドラインを設けるなど、緊急事態での混乱を防止する対策を示すこと。さらには、都道府県知事が協力要請等を行う場合の損失等についても補償の対象とするなど柔軟な対応を行うとともに国において必要な財政措置を講じること。

- 3 緊急事態宣言が発動された後の都道府県知事権限として、多数の者が利用する施設の使用制限があるが、政令で規定されている1,000㎡を超える劇場などの使用制限だけでは効果が十分ではないと考えられることから、国において必要な基準の見直しを検討すること。

また、緊急物資の運送要請・指示、特定物資の売渡しの要請・収用などは全国的な調整が必要であり、一都道府県での対応は実質的に困難なことから、国が主導して広域的措置に取り組むこと。

令和2年3月18日

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
全国知事会総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国においては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一において、地方の意見も取り入れた対応策が示され、実施に向けて準備がなされているところである。一方、感染拡大防止、感染者の治療を行うためには、医療現場に必要な物資の確保が絶対条件であるが、依然として現場には確保について大きな懸念があるとともに、社会福祉施設等における医療資材についても大きな不足感があるところである。また、令和2年2月26日国対策本部での安倍総理による2週間の「全国的なスポーツ、文化イベント」中止要請以降、規模や内容にかかわらず一律中止の動きが進行し先行きが見通せない中で社会・経済活動に深刻な影響が生じ始めている。

このため、医療提供体制の維持や水際対策の強化を図りながら、医療資材の確保等についての更なる対策の実施、イベント等開催の方針の明確化、さらなる地域経済対策の実施について政府に対し次のとおり緊急に提言する。

1 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われようとしているところであるが、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。

また、検査が必要な方全てのPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、簡易検査キット、特効薬及びワクチンを早急に開発し、新型コロナ感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

2 社会福祉施設等への供給

政府において「介護施設等に再利用可能な布製マスクを少なくとも一人1枚」という方針が示され、消毒液についても、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされているところであるが、供給される量や時期が不明確なため、至急明らかにするとともに、取りまとめを行う都道府県の事務負担についても格別の配慮をすること。

また、社会福祉施設等が必要としている衛生物品全体については、国において責任をもって調達し、都道府県にその見通しを示すこと。

3 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しや令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

4 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する基準がいまだ示されていないため、イベントの一律中止や営業の中止等事業活動の停止の動きが止まらない状況である。現在、各地方自治体がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、新型コロナウイルス対策が長期化する恐れがある中で、社会・経済活動への影響をこれ以上悪化させないため、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損益の補填についても財政的な措置を講じるなど、収束に向けて見通しが立つようにすること。

5 さらなる地域経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症の広がり、経済に多大な影響を与えている。その影響は、観光業に限らず産業全般にわたり、長期化の様相もみせている。

3月10日に第2弾の経済対策が決定されたが、リーマンショック時を上回る、消費喚起や投資促進を図るためのさらなる総合的かつ大胆な経済対策を、早期に講じること。

また、セーフティネット保証や危機関連保証、無利子・無担保で貸し付ける特別貸付制度が十分に活用され、資金が年度末までに行き渡るよう、審査要件の緩和や手続きの簡素化などを行うこと。

6 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月18日

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
全国知事会総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に係る 学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望

各自治体においては「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）」を受け、児童・生徒の命と健康を守り、感染拡大を防止するため、学校の一斉臨時休業措置を実施したところである。

今般、専門家会議において集団感染が生じやすい場合の知見が示され、また、地域の医療体制も順次構築される中で、学校設置者は、国の動向や各地域の感染状況などを十分に考慮した上で、学校再開に向けた万全の体制を確保することが求められている。

このため、以下の点について要望する。

1 国の一斉臨時休業要請終了後の対応について

国の責任において、学校現場に混乱をきたすことがないように、地域における感染者の発生状況等との関係も含め、一斉臨時休業後の学校再開についての考え方を速やかに具体的に示すこと。

その際、科学的知見などを踏まえて考え方の根拠を明確にすること。

2 臨時休業措置に必要な情報の共有について

新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める緊急事態宣言に関わらず、各地域において統一的な考え方で対策を講じるため、臨時休業措置の検討に必要な科学的知見や国としての考え方を、迅速かつ適切に都道府県や市町村と共有すること。

令和2年3月18日

全国知事会会長

飯泉 嘉門

全国知事会文教環境常任委員会委員長

阿部 守一

新型コロナウイルス感染症対策本部の開催を受けて

国においては、昨日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における見解を踏まえ、本日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し、「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示されたことは、全国知事会の提言を踏まえたものであり評価したい。

今後、国においては、速やかに、

- ・ 学校の設置者が再開に向け適切に判断できるよう、科学的知見を踏まえた具体的な考え方
- ・ 大規模イベント等の主催者が開催にあたり、従来からの「密閉・密集・近距離」の3条件を避けることに加え、「地域の感染状況等に応じた判断が可能」となるガイドライン

を提示いただきたい。

さらに、国民の不安解消に向け、医療用マスク、消毒薬等の医療現場での感染防御に必要な物資の供給や「簡易検査キットや治療薬及びワクチン」の早期開発及び供給をはじめ、

- ・ クラスター対策の「専門人材」を確保し、必要な地域に派遣を可能とする広域応援体制（医療版 TEC-Force）の構築
- ・ 「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が発生する事態も念頭に、国、地方が一致協力して対応するため、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき「政府対策本部」を速やかに設置し、「基本的対処方針」を策定するとともに、各都道府県における「危機を乗り越える医療提供体制等の構築」に向け、人材面、財政面、補償制度等にわたり、政府として強力な支援
- ・ 地域経済への多大な影響を踏まえた、消費喚起や投資促進を図るため、これまで無い大胆かつ個別状況に即応した「地域活性化・経済危機対策」などに早急に取り組みたい。

引き続き、全国知事会としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月20日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

今後の新型コロナウイルス感染症対策について

国においては、3月19日に「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」から示された「状況分析・提言」を踏まえ、3月20日の「新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し、「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示されたことは、地方三団体の提言・要請を踏まえたものであり評価したい。

今後、国においては、速やかに、

- ・ 学校の設置者が再開に向け適切に判断できるよう、科学的知見を踏まえた具体的な基準
- ・ 大規模イベント等の開催にあたり、従来からの「密閉・密集・近距離」の3条件を避けることに加え、「地域の感染状況等に応じた開催の判断基準(ガイドライン)」

を提示いただきたい。

さらに、国民の不安解消に向け、医療用マスク、消毒薬等の医療現場での感染防御に必要な物資の供給や「簡易検査キットや治療薬及びワクチン」の早期開発及び供給をはじめ、現場が必要とする医療提供体制の整備に全力で取り組むとともに、

- ・ クラスター対策の「専門人材」を確保し、必要な地域に派遣を可能とする広域応援体制（医療版 TEC-Force）の構築
- ・ 「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が発生する事態も念頭に、国、地方が一致協力して対応するため、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき「政府対策本部」を速やかに設置し、「基本的対処方針」を策定するとともに、地域における「危機を乗り越える医療提供体制等の構築」に向け、物資面、人材面、財政面、補償制度等にわたり、政府として強力な支援
- ・ 地域経済や国民生活への甚大な影響を踏まえ、これまでに無い個別状況に即応した大胆な消費喚起や投資促進のための施策の実施

- ・ 国の経済対策に呼応して、地方公共団体がその実情に応じた地域振興策を積極的に行うことができるようにするための裁量度が高い財源措置の創設
- ・ 各種イベント・観光をはじめ外出を制限することに伴う小規模事業者の経営危機は地域社会において極めて深刻な状況であることに鑑み、緊急融資制度等をより実効的に活用できるようにするため、手続きの簡素化をはじめ、与信の基準やスピードを工夫する等倒産対策の強化

などに早急に取り組んでいただきたい。

なお、国においては、新型コロナウイルス感染症対策として、固定資産税の減免や国民に対する現金給付等を検討していると仄聞するが、固定資産税は市町村財政を支える安定・不可欠の基幹税であり、国の経済政策にこれを用いるべきではなく、また、現金給付事務に当たっては、市町村に過度な負担が生じることをないようにするなど、国は地方と十分協議し、その意見を反映していただきたい。

引き続き、地方三団体としても、国と心を一つに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月23日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣

新型コロナウイルス感染症に伴う 大胆な地域経済対策の実施について

国においては、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」を決定し、国内の感染拡大防止とともに、学校の臨時休業に伴って生じる諸課題や経済的な影響を受けた事業者等に配慮した対策を打ち出したところであり、地方としても、国と連携・協力し、この難局に対し、心を一つにして取り組んでいく決意である。

その一方で、国内に目を向けると、イベント自粛要請等に伴う消費の落ち込みや国内外の観光客の減少、従業員等の休業に伴う工場の操業停止、サプライチェーンへの影響による生産や工事の遅れなどにより、特に、中小企業・小規模企業や農林漁業者にとっては、事業存続にも関わる重大な事態が生じ、実態経済への影響も深刻化しており、さらに日経平均株価もリーマンショック以来の下落率を記録するなど、経済を取り巻く環境は、急激に悪化している状況である。

国外においても、中国や韓国に加え、欧米における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国の入国規制などに伴う人や物流の停滞が避けられず、株価が乱高下を繰り返すなど、世界経済は混迷の度合いを深めている状況にある。

については、次の項目を踏まえ、大きな影響を受ける中小企業・小規模企業、農林漁業者などへの支援を重点的に行う、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況においては、国民の不安が払しょくされないため、人の動きが制限され、かつ、消費マインドの回復も見込めず、消費喚起対策による効果が十分に得られない懸念もある。

については、強力な封じ込め措置を含め、一層徹底した感染症対策を実施し、早期の経済環境の回復を図ること。

2. イベント自粛等に伴って生じる課題への対応について

イベントの自粛等により、観光関連産業や運輸業、飲食業・サービス業、農林水産業等では大幅な減収が生じているとともに、早期の需要の回復が見込めず、運転資金の捻出に困窮する事態が懸念され始めている。新型コロナウイルス感染症が終息し、停滞する経済活動が復活するまでは、中小企業・小規模企業や農林漁業者等が事業継続できるよう徹底して資金繰りを支えることが必要不可欠である。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風被害などから復興途上にある地域においては、引き続き国と連携した、事業者に対するきめ細かな支援がとりわけ重要である。

(1) 金融支援策の強化

既に政府系金融機関による実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、実態を踏まえ、必要に応じて融資枠の上限額の引き上げを行うとともに、地域に根差した店舗数の多い民間金融機関も同様の融資ができるように指定要件の緩和等を行うこと。

また、イベントの自粛要請中とその後の一定期間、返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化について、実効性や透明性を確保するため、時限立法により制度化するなど、政府の支援方針を明確化することで、中小企業・小規模企業や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

(2) 財政支援の強化

資金繰りに窮している中小企業・小規模企業や農林漁業者等に対する、利子補給、保証料補助を実施するとともに、急激に売上が減少した事業者に対しては緊急助成金の給付による支援などを行うこと。

(3) 雇用調整助成金の要件緩和・拡充

非正規雇用者や採用内定者の雇用への不安が高まっていることから、雇用調整助成金制度の周知徹底や助成率の引き上げ、支給要件や支給限度日数の緩和や手続きの簡素化などを図ること。

また、既存の制度による支援が受けられない個人事業主やフリーランス等への支援を講じること。

(4) 農林水産物の価格安定制度の拡充及び販売促進対策の強化

農林水産物の消費の冷え込み等による価格低迷が続いており、特に和牛の価格低下が顕著であることから、畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度を拡充するとともに、契約栽培農家をはじめとして急激な需要の落ち込みにより収入減となっている生産者も多いことから、販売促進対策を強化するなど、農林漁業者が安心して生産活動等を行うことができるよう、万全の対策を講じること。

3. これまでに無い大胆な地域活性化・経済対策の実施について

イベントの自粛等これまでの感染症対策により大きなダメージを受けた日本経済を再起動させるため、失われた需要を回復できるような、これまでに無い大胆な経済対策が必要である。

(1) 消費喚起対策の実施

例えば、「国民の生活と生業を守り、未来に希望が持てる」強いメッセージ性を込め、事業者に対する「一時給付金制度」をはじめ、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた宿泊料割引制度の創設、地域振興券の交付、キャッシュレスポイント還元事業の延長、サプライチェーンの国内回帰と多元化の促進など必要かつ十分な経済財政政策を実施すること。

(2) 地域の実情に応じた経済対策

災害や感染症により経済活動が停滞を余儀なくされる状況であっても、地域社会が日常生活を継続できるようにするなど、地方公共団体が地域の経済回復とともに構造改革や効率化に取り組めるよう、リーマンショック時において実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(10/10)のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、基金造成が可能な、柔軟な交付金制度を創設すること。

また、感染症の拡大防止対策として、テレワークの強力な推進や5G・ICT技術の利活用に向けた取組が早急に求められているとともに、公共事業による景気の下支えが必要であることから、光ファイバーや5G基地局等の基盤整備や国直轄事業・補助事業等の社会資本整備を力強く推進するとともに、「地域活性化・公共投資臨時交付金」(10/10)のような交付金制度を創設し、官民挙げたテレワークの推進や5G・ICTの利活用に加え、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度までの限定的な措置となっており、地方の行政や経済界において将来展望に不安があることから、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

これらを含め、国が大胆な経済対策等を実施する際には、地域経済の活性化とともに、地方公共団体が実施する各般の対策に係る財源等について、政府の責任において国の交付金により全額を補てんするなど、これまでに無い思い切った地方財政措置を講じること。

4. 地域の課題を踏まえた緊急対応策の検討について

新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を最小限に留め、再び成長軌道に乗せるため、引き続き必要な対策を躊躇なく、迅速に講じていく必要がある。国民に近い立場にある各都道府県から国へ提出された要望も参考にして、第3弾の緊急対応策を急ぎ講じること。

令和2年3月24日

全国知事会	会長	飯泉	嘉門
全国知事会	農林商工常任委員会委員長	湯崎	英彦
全国知事会	地方税財政常任委員会委員長	石井	隆一
全国知事会	国土交通常任委員会委員長	広瀬	勝貞

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 の延期について

本日、安倍総理から東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が確認されたとの発言があった。

これまで全国知事会としても、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の実現に向けて、推進本部を立ち上げ、都道府県として一致団結、連携し、成功に向けて取り組んできたところである。

3月26日の聖火リレーグランドスタート直前に延期となったことは大変残念であるが、国民やアスリートの健康を守るという重たい判断の結果であると受けとめている。

全国知事会は、新型コロナウイルスという新たな国難を克服し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現、成功に向けて、国と心を一つに、引き継ぎ、全力で取り組んでまいります。

令和2年3月24日

全国知事会会長 飯泉嘉門

新型コロナウイルス感染症に伴う 大胆な地域経済対策の実施について

国においては、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」を決定し、国内の感染拡大防止とともに、学校の臨時休業に伴って生じる諸課題や経済的な影響を受けた事業者等に配慮した対策を打ち出したところであり、地方としても、国と連携・協力し、この難局に対し、心を一つにして取り組んでいく決意である。

その一方で、国内に目を向けると、イベント自粛要請等に伴う消費の落ち込みや国内外の観光客の減少、従業員等の休業に伴う工場の操業停止、サプライチェーンへの影響による生産や工事の遅れなどにより、特に、中小企業・小規模企業者や農林漁業者にとっては、事業存続にも関わる重大な事態が生じ、実態経済への影響も深刻化しており、さらに日経平均株価もリーマンショック以来の下落率を記録するなど、経済を取り巻く環境は、急激に悪化している状況である。

国外においても、中国や韓国に加え、欧米における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国の入国規制などに伴う人や物流の停滞が避けられず、株価が乱高下を繰り返すなど、世界経済は混迷の度合いを深めている状況にある。

については、次の項目を踏まえ、大きな影響を受ける中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの支援を重点的に行う、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況においては、国民の不安が払しょくされないため、人の動きが制限され、かつ、消費マインドの回復も見込めず、消費喚起対策による効果が十分に得られない懸念もある。

については、強力な封じ込め措置を含め、一層徹底した感染症対策を実施し、早期の経済環境の回復を図ること。

2. 中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの対応について

イベントや観光の自粛等により、観光関連産業や運輸業、飲食業・サービス業、農林水産業等では大幅な減収が生じているとともに、早期の需要の回復が見込めず、運転資金の捻出に困窮する事態が懸念され始めている。新型コロナウイルス感染症が終息し、停滞する経済活動が復活するまでは、中小企業・小規模企業者や農林漁業者等が事業継続できるよう徹底して資金繰りを支えることが必要不可欠である。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風被害などから復興途上にある地域においては、引き続き国と連携した、事業者に対するきめ細かな支援がとりわけ重要である。

(1) 金融支援策の強化

既に政府系金融機関による実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、実態を踏まえ、必要に応じて融資枠の上限額の引き上げを行うとともに、地域に根差した店舗数の多い民間金融機関も同様の融資ができるように指定要件の緩和等を行うこと。

また、イベントの自粛要請中とその後の一定期間、返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化について、実効性や透明性を確保するため、時限立法により制度化するなど、政府の支援方針を明確化することで、中小企業・小規模企業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

(2) 財政支援の強化

資金繰りに窮している中小企業・小規模企業者や農林漁業者等に対する、利子補給、保証料補助を実施するとともに、急激に売上が減少した事業者に対しては緊急助成金の給付による支援などを行うこと。

(3) 雇用調整助成金の要件緩和・拡充

非正規雇用者や採用内定者の雇用への不安が高まっていることから、雇用調整助成金制度の周知徹底や助成率の引き上げ、支給要件や支給限度日数の緩和や手続きの簡素化などを図ること。

また、既存の制度による支援が受けられない個人事業主やフリーランス等への支援を講じること。

(4) 農林水産物の価格安定制度の拡充及び販売促進対策の強化

農林水産物の消費の冷え込み等による価格低迷が続いており、特に和牛の価格低下が顕著であることから、畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制

度を拡充するとともに、契約栽培農家をはじめとして急激な需要の落ち込みにより収入減となっている生産者も多いことから、販売促進対策を強化するなど、農林漁業者が安心して生産活動等を行うことができるよう、万全の対策を講じること。

3. 大胆な地域活性化・経済対策の実施について

これまでの感染症対策により大きなダメージを受けた日本経済を再起動させるため、失われた需要を回復できるような、これまでに無い大胆な経済対策が必要である。

(1) これまでに無い消費喚起対策の実施

例えば、「国民の生活と生業を守り、未来に希望が持てる」強いメッセージ性を込め、事業者に対する「一時給付金制度」をはじめ、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた宿泊料割引制度の創設、地域振興券の交付、キャッシュレスポイント還元事業の延長、サプライチェーンの国内回帰と多元化の促進など必要かつ十分な経済財政政策を実施すること。

(2) 地域の実情に応じた経済対策

災害や感染症により経済活動が停滞を余儀なくされる状況であっても、地域社会が日常生活を継続できるようにするなど、地方公共団体が地域の経済回復とともに構造改革や効率化に取り組めるよう、リーマンショック時において実施した地域活性化のための交付金（10/10）のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、柔軟な交付金制度を創設すること。

また、感染症の拡大防止対策として、テレワークの強力な推進や5G・ICT技術の利活用に向けた取組が早急に求められているとともに、公共事業による景気の下支えが必要であることから、光ファイバーや5G基地局等の基盤整備や国直轄事業・補助事業等の社会資本整備を力強く推進するとともに、公共投資を円滑に行うための交付金（10/10）を創設し、官民挙げたテレワークの推進や5G・ICTの利活用に加え、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度までの限定的な措置となっており、地方の行政や経済界において将来展望に不安があることから、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

これらを含め、国が大胆な経済対策等を実施する際には、地域経済の活性化

とともに、地方公共団体が実施する各般の対策に係る財源等について、政府の責任において国の交付金により全額を補てんするなど、これまでに無い思い切った地方財政措置を講じること。

なお、国においては、新型コロナウイルス感染症対策として、固定資産税の減免や国民に対する現金給付等を検討していると仄聞するが、固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、国の経済政策にこれを用いるべきではなく、また、現金給付等の事務を行うに当たっては、市町村に過度な負担が生じることのないようにするなど、国は地方と十分協議し、その意見を反映すること。

以上、現時点における地方の提言を上げたが、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を最小限に留め、再び成長軌道に乗せるため、引き続き必要な対策を躊躇なく、迅速に講じていく必要がある。国民に近い立場にある各地方公共団体から国へ提出された提言も参考にして、第3弾の緊急対応策を急ぎ講じること。

令和2年3月25日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣

文部科学省 事務次官 藤原 誠 様

国においては、3月24日、学校における教育活動の再開等に向け具体的な指針をとりまとめ、各都道府県知事等へ通知したところである。

全国知事会からの要請を受け指針を示されたことには、感謝申し上げる。引き続き、以下の事項について更に検討をいただきたい。

- 1 学校再開ガイドラインについては、保護者や学校関係者が対応する根拠を理解・納得して実施できるよう、国の専門家会議の提言の引用にとどまらず、より具体的な科学的根拠もあわせて示していただきたい。
- 2 臨時休業のガイドラインについては、今後、各地域において迅速な判断・対応が求められることから、あらかじめ、感染者の発生状況など一定の条件を想定・整理した上で、その条件ごとに対応方針や具体的な例示（地域や感染者やクラスターが発生した場合、感染経路が明らかでない場合など）を示していただきたい。
また、児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断については、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上判断することとしているが、「出席停止のみ」と「臨時休業を実施」する場合のそれぞれの判断にあたっての具体的な基準を示していただきたい。
- 3 全国的にマスク等衛生用品が不足している中、学校で使用するマスクをはじめとする物資については、国において必要な物資を用意し配布するなど、万全の体制を整備していただきたい。

令和2年3月25日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言

国においては、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、20日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示された。

一方で、患者の急増、いわゆるオーバーシュートの発生の可能性も想定し、クラスター対策や重症者に重点を置く入院医療体制の整備に全力を挙げる旨が示されたところである。

全国知事会としては、今後の対策を国と一体となって強力に進めていくため、以下の点について適切に対応されるよう緊急提言する。

記

1 政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定

感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的な対策が行えるように、同法第18条に基づく基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

2 政府による国民に対する強力な注意喚起

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に至らない場合であっても、患者数が急速に拡大しオーバーシュートの発生が懸念される地域において、明確な根拠を示し、政府の責任においてアラートを出すなど住民に対して強力な注意喚起を行うこと。

その際、都道府県に対して、事前に情報提供を行うこと。

3 感染状況に係る地域類型の基準について

3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」における、地域ごとの対応に関する基本的な考え方に係る地域類型について、各都道府県がどのような地域に該当するかを判断するための基準を示すこと。

4 国と地方の緊密な情報共有

厚生労働大臣と全国知事会のホットラインを構築し、緊急の場合であっても意思疎通を可能にすること。

また、各地方ブロックで厚生労働省から各都道府県に対して状況等について説明すること。都

道府県境を越えて広域に影響するような情報については、必要に応じて、適切に、隣接する都道府県や各地方ブロックなどの単位での情報提供を行うこと。

5 医師会や医療関係団体等に対する協力要請と合意形成

地方では医師会等と調整を図り体制整備を進めているが、国においても責任を持って医師会など関係団体との協力体制と合意形成を進めること。

また、都道府県調整本部等の設置にあたっては、広域的な搬送調整等のノウハウと経験を有するDMATメンバーの協力が不可欠と考えられることから、既存の枠組みにとらわれずDMATの参画・活動が迅速に行えるよう、統一的な考え方を示すこと。

6 入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者を医療機関で適切に治療できるようにするため軽症者等を自宅等で診療する場合の医療法及び健康保険法上の特例的な措置、既存病床の有効活用のため精神病床等と一般病床間の一時的な転用を柔軟に行えるような医療法上の特例的な措置、都道府県調整本部の設置や、入院患者の医療機関への割当て等の調整に資する国の財政的、技術的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

例えば、軽症者等へ往診・訪問診療により対応する場合には、保険医療機関の所在地と患者の住所地との距離が16キロメートルを超える場合であっても認めるほか、巡回診療により対応する場合は医療法の運用上特別の処置を行い、診療所の開設手続きを不要とするなど対応可能とすることや、空床確保に係る国庫補助について、都道府県が必要と認めるものについてはすべて対象とすること。

また、一般病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、入院医療機関を支援するための制度を創設すること。

7 医療専門人材の広域融通制度の創設

医療専門人材については地域偏在が大きいため、都道府県域や都道府県内の医療圏域等を超えて、人材派遣を行うことが必要な場合も考えられる。

このため、新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る制度を創設すること。

あわせて、医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援制度を創設すること。

8 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われているところであるが、救急搬送を行う消防本部においても既に在庫不足が憂慮されており、一刻も早い供給が必要であること、また、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場や消防本部での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等一

般病棟において必要な幅広い医療機器の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。あわせて、医療機関の医療廃棄物処理経費も増加していることから、必要な支援を行うこと。

また、検査が必要な方のPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、既に研究用として販売されている抗体検査キットに対する精度等の評価を速やかに行うとともに、特効薬及びワクチンを早急に開発し、医療機関において速やかに検査、診療できる体制とし、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

9 社会福祉施設等への供給

消毒液については、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされ、供給の準備が進んでいるところであるが、今後も、社会福祉施設等が必要としているマスク等の衛生物品全体については、消毒液と同様に優先供給のしくみを示すなど、国において責任をもって調達するとともに、都道府県にその見通しを示すこと。

10 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等一般病棟において必要な備品整備に対する国庫補助事業の繰越や令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

また、帰国者・接触者外来を行う感染症指定医療機関等では、風評被害等により外来患者の減少がみられるため、国において帰国者・接触者外来での感染症防止の対応（動線の区別など）は十分配慮されており安全である点などを広くPRするとともに、減収に対する支援を行うこと。

11 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する分かりやすい基準がまだ示されていない。

現在、イベント等の主催者がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、オーバーシュートが発生する懸念も踏まえ、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損失について補償するなど、強力かつ実効性のある対策を講じること。

12 水際対策の徹底

感染が疑われる帰国者の増加に伴い、既に水際対策の強化が行われているところであるが、現

状、帰国者に要請される検疫所長の指定する場所での14日間の待機や、国内における公共交通機関の不使用を強制できないことから、感染者が空港での待機要請に従わず、公共交通機関を使用し帰国する例が発生している。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、検疫所長の指定する場所での14日間待機の徹底や、住所地を所管する保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制の構築、待機等に伴う帰国者の費用負担を軽減するなど、水際対策が徹底される実効性の高い措置を講じること。

1.3 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月25日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化

令和2年3月26日
広域防災局

水際対策の強化については、入国後の待機要請の実効性を確保することが求められている。3月19日に実施した国に対する健康観察体制構築への要望に引き続き、帰国者等向けに、実効性ある自宅待機について、メッセージを発信する。

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る国要望（3月19日 抜粋）

3 水際対策の強化

最近、海外旅行からの帰国者の間での感染確認が相次いでいることから、入国後の待機要請の実効性を確保するため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく関係機関が連携した健康観察体制を構築するなど、水際対策を強化すること

2 帰国者等へメッセージ

関西への帰国者に加えて、帰国者を受け入れる家族、親戚、友人、宿泊施設も対象に、実効性ある自宅待機について、メッセージを発信する。

別紙

帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて～

新型コロナウイルスは今や世界的に感染が拡大しており、日本においても海外からの帰国者による感染が各地で相次いでいます。現在、ヨーロッパの大半の国々、アメリカ、中国、韓国、イラン、エジプトから航空機等で入国するすべての方について検疫が強化されており、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことが要請されています。

海外のこれらの地域から帰国される方とそれを受け入れる府県民の方々におかれましては、実効性ある自宅待機を行っていただくため、以下の点に努めていただくよう、ご協力をお願いします。

1 海外から帰国される皆様へ

海外から帰国された皆様は、指定された場所で待機し、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、ご自身の健康管理にご注意いただくとともに、不要不急の外出を控えてください。

また、咳や発熱等の症状が現れた場合は、マスク等を着用するなどし、他の人との接触を控えるとともに、帰国者・接触者相談センター（別添）にご相談ください。

2 帰国者を受け入れられる皆様へ

帰国者を受入れられるご家族やご親戚、ご友人、宿泊施設の方にもご協力をお願いします。

待機生活中は、帰国者の健康管理に協力し、十分に睡眠、栄養をとれるよう配慮するとともに、帰国者の方が外出を控えるようご留意願います。

帰国者の方に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。また、周囲の方も、咳エチケットや手洗い等の徹底に加え、食事を別々にとるなど接触を限定していただくとともに、定期的に換気を行い、手で触れる共有部分は消毒するほか、ご自身の健康管理にも努めてください。

帰国者ご本人と離れて生活されているご家族の方等にあつては、以上のことが守られているか電話等で確認していただくようお願いいたします。

3 入国制限対象地域から帰国される皆様及びその方を受入れられる皆様へ

検疫強化の対象となっている国の一部地域については、入管法に基づく入国制限がなされています。このような地域から帰国される皆様には、全員に対し既にPCR検査と保健所等による定期的な健康確認が行われていますので、ご自身の健康管理にご注意いただくとともに、保健所等からの問い合わせについても、ご協力いただくようお願いいたします。

令和2年3月26日

関西広域連合長（兵庫県知事）井戸敏三

帰国者・接触者相談センター 一覧

団体名	相談センター名称	連絡先
帰国者・接触者相談センター		
滋賀県	健康医療福祉部薬務感染症対策課 (平日、土日祝日、24時間)	080-2470-8042
	草津保健所	080-2522-3054
	甲賀保健所	080-8527-5165
	東近江保健所	080-8318-0938
	彦根保健所	080-2470-8465
	長浜保健所	080-2525-6322
	高島保健所	080-2522-7183
	大津市保健所	077-526-5411 (平日・土日祝日、8時40分～20時まで) 080-2409-1856 (平日・土日祝日、夜間20時～翌8時40分まで)
帰国者・接触者相談センター		
京都府	京都府庁(平日、土日、祝 24時間対応)	075-414-4726
	乙訓保健所	075-933-1153
	山城北保健所	0774-21-2911
	山城南保健所	0774-72-0981
	南丹保健所	0771-62-2979
	中丹西保健所	0773-22-6381
	中丹東保健所	0773-75-0806
	丹後保健所	0772-62-4312
京都市	帰国者・接触者相談センター	075-222-3421
新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)		
大阪府	大阪府池田保健所	072-751-2990
	大阪府吹田保健所	06-6339-2225
	大阪府茨木保健所	072-624-4668
	大阪府守口保健所	06-6993-3131
	大阪府四條畷保健所	072-878-1021
	大阪府藤井寺保健所	072-955-4181
	大阪府富田林保健所	0721-23-2683
	大阪府和泉保健所	0725-41-1342
	大阪府岸和田保健所	072-422-5681
	大阪府泉佐野保健所	072-462-7703
	高槻市保健所	072-661-9335
	東大阪市保健所	072-963-9393
	豊中市保健所	06-6151-2603
	枚方市健康部	072-841-1326
	八尾市保健所	072-994-0668
	寝屋川市保健所	072-829-8455
	大阪市	大阪市保健所
堺市	堺市保健所	072-228-0239
帰国者・接触者相談センター		
兵庫県	兵庫県庁コールセンター	078-362-9980
	芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707
	宝塚健康福祉事務所	0797-62-7304
	伊丹健康福祉事務所	072-785-9437
	加古川健康福祉事務所	079-422-0002

団体名	相談センター名称	連絡先
兵庫県	加東健康福祉事務所	0795-42-9436
	中播磨健康福祉事務所	0790-22-1234
	龍野健康福祉事務所	0791-63-5140
	赤穂健康福祉事務所	0791-43-2321
	豊岡健康福祉事務所	0796-26-3660
	朝来健康福祉事務所	079-672-0555
	丹波健康福祉事務所	0795-73-3765
	洲本健康福祉事務所	0799-26-2062
	姫路市保健所	079-289-0055
	尼崎市保健所	06-4869-3015
	西宮市保健所	0798-26-2240
	あかし保健所	078-918-5439
	神戸市	神戸市保健所
奈良県	帰国者・接触者相談センター	0742-27-1132
和歌山県	帰国者・接触者相談センター	
	和歌山市保健所	090-9870-5112
	海南保健所	073-482-0600
	岩出保健所	0736-61-0020
	橋本保健所	0736-42-0491
	湯浅保健所	0737-64-1291
	御坊保健所	0738-22-3481
	田辺保健所	0739-26-7933
	新宮保健所	0735-21-9630
	新宮保健所串本支所	0735-72-0525
鳥取県	発熱・帰国者・接触者相談センター	
	東部地区：鳥取市保健所内 管轄：鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	電話：0857-22-5625 (時間外 0857-22-8111)
	中部地区：倉吉保健所内 管轄：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	電話：0858-23-3135 0858-23-3136
	西部地区：米子保健所内 管轄：米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、 伯耆町、日南町、日野町、江府町	電話：0859-31-0029 0859-31-9317
徳島県	帰国者・接触者相談センター	
	徳島保健所	088-602-8907
	吉野川保健所	0883-36-9018
	阿南保健所	0884-28-9874
	美波保健所	0884-74-7373
	美馬保健所	0883-52-1016
三好保健所	0883-72-1123	